裾野市福祉保健会館における飲料用自動販売機設置者募集要領

　この要領は、裾野市福祉保健会館における飲料用自動販売機設置者（以下｢設置者｣という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものです。設置を希望される方は、募集要領に記載の各事項を確認及び了承の上、お申込みください。

１　募集事項及び物件

　(1)募集事項　飲料用自動販売機(以下「自動販売機」という)を設置するための市有財産の賃貸借

　(2)募集物件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件 | 施設名称 | 所在地 | 貸付場所 | 貸付面積〈注1〉 | 販売品目 |
| 番号 | 幅(m)×奥行(m) |
| 1 | 裾野市福祉保健会館 | 裾野市石脇 | 福祉保健会館 | 1.3 × 1.0 | 清涼飲料水 |
| 524-1 | 2階 | （密閉式）〈注2〉 |

1. 貸付面積には、自動販売機本体設置のほか、転倒防止器具、使用済容器回収ボックス設置部分・子メーター設置部分・放熱余地部分も含む。高さは、２．２ｍ以内とする。
2. 密閉式とは、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等で密閉された容器とする。

２　応募資格要件

　　次の要件を満たす法人及び個人に限り、応募することができる。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項及び第２項各号に掲

げられた者でないこと。

1. 法人の場合は静岡県内に本店、支店又は営業所を有し法人登記がなされていること。個

人の場合は裾野市内に居住し業を営んでいること。

1. 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等の免許を有し

ていること。

1. 自動販売機の設置業務（自ら管理し、運営するものに限る。）について、３年以上の実績

を有していること。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立が成されている（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

３　自動販売機の設置条件

(1)契約上の条件等

　　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、裾野市(以下「市」という。)が設置者に対し、行政財産である土地・建物の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行う。

(2)貸付期間

令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とし、貸付期間の更新は認めない（借地借家法(平成３年法律第90号）第３８条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）。

(3)貸付料

　　貸付料は、年額とし、入札により決定した金額（3年間の額）を3で除した金額に消

　費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した金額（当該金

　額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって

　年額貸付料とする。

なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費

　　税等相当額は、変動後の税率により計算したものとなります。

(4)電気料及びその他必要経費

　　①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者の負担とし、その方法については、市の指示に従うこと。

　　②設置者は自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置し、自動販売機にかかる電気料金を負担すること。なお、電気子メーターの設置に必要となる工事等に要する費用は、設置者の負担とする。

　　③自動販売機にかかる電気使用料は、貸付料とは別に設置者が市に対して支払うものとし、市が算定した電気使用料について、市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書によって納入すること。

　　　なお、電気料金は、貸付場所を包含する設置全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する子メーターの使用料の割合を乗じた額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 自動販売機にかかる電気使用料 | |
| ＝ | 基本料金を含む施設全体の電気料金 × 自動販売機の電気使用量 |
|  | 施設全体の電気使用量 |

④指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入日までの日数に応じ、

裾野市税外収入督促等に関する条例(昭和35年裾野市条例第13号)による延滞金を加

算して支払わなければならない。

　⑸設置機器の仕様

　　　設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

1. 学習省エネ及びピークカット、部分冷却保温機能、真空断熱材やヒートポンプ機能、ノンフロン対応など消費電力量の低減や環境対策機能を備え、環境に十分配慮したものであること。
2. ５００円硬貨、１，０００円紙幣が使用できること。また、紙幣切替に対応することとし、新紙幣に順次切り替えていくこと。
3. 転倒防止のために必要な措置を確実に行うこと。ただし、アンカー等により設置場所へ直接固定することはできない。
4. 災害時対応自動販売機(災害救援ベンダー機)とすること。

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供することを前提とした機器とし、災害発生時において当市が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償提供すること。

なお、災害発生時の際、電気が供給されない状態でも使用(対応)可能な自動販売機とすること。

1. 上段のボタンに手が届かない利用者(車いす利用者、幼児等)に配慮した機器であること。
2. ２階同フロアに子ども家庭総合支援拠点があることを考慮し、販売品目には子ども向けの清涼飲料水を含めること。

　⑹設置及び利用上の制限

　　　契約期間中は、次の事項を遵守すること。

　　①入札条件を遵守し、貸付料及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。

　　②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

　　③販売品の搬入、廃棄物の搬出に関する時間及び経路については、市の指示に従うこと。

　　④販売品目は、酒類(ノンアルコールを含む)の販売は行わないこと。また、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行うこと。

⑤メーカー希望小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。

⑥自動販売機による売上本数及び売上額について、市が定める期日までに報告すること。

　⑺自動販売機の設置・維持管理・運営

　　　契約期間中は、次の事項を遵守すること。

1. 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
2. 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造硬貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
3. 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じたプラスチック製蓋付きの使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任において適切な頻度で回収するとともに、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収ボックスには設置者名を明記すること。
4. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
5. 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

1. 設置者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の維持管理運営上の事故等について、設置者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因・内容及び再発防止策について、速やかに市に報告すること。

　⑻原状回復

　　 設置者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復し、市の確認を受けること。また、設置者は市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

　⑼その他

貸付期間中に本件募集箇所と別の箇所に自動販売機を新設することとなった場合も設置者は異議申し立てできないものとする。

４　設置者選定までのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要領の公表 | 令和6年2月19日(月)～市公式ウェブサイト掲載 |
| 申込書の受付 | 令和6年2月19日(月)～令和6年2月26日(月) |
| 〒410-1117　静岡県裾野市石脇524－1 |
| 裾野市健康福祉部健康推進課 |
| （裾野市福祉保健会館1階） |
| 質疑の受付 | 令和6年2月20日(火)～令和6年2月26日(月) |
| 裾野市健康福祉部健康推進課(kenko@city.susono.shizuoka.jp) |
| Ｅメールにて受付 |
| 質疑への回答 | 令和6年2月28日(水) |
| 応募者にメールで回答 |
| 入札者参加確認通知 | 令和6年3月 1日(金)　申込者へメールで通知 |
| 入札書提出期限 | 令和6年3月 8日(金) |
| 開札 | 令和6年3月11日(月) 午前9時00分 |
| 於：裾野市福祉保健会館 1階 健康研修室 |
| 契約締結 | 令和6年3月中旬 |
| 設置準備等 | 令和6年3月中旬～3月29日(金) |
| 契約期間 | 令和6年4月1日(月)～令和9年3月31日(水) |

５　質疑の受付及び回答

1. 募集について質疑がある場合は、別添 質疑書を作成し、PDF形式でEメール添付にて裾野市健康福祉部健康推進課宛に受付期間内に送信すること。
   1. メール送付先　[kenko@city.susono.shizuoka.jp](mailto:kenko@city.susono.shizuoka.jp)
   2. 質疑期間　 令和６年２月２０日（火）～令和６年２月２６日（月）
2. 裾野市健康福祉部健康推進課は質疑を受信したら、翌営業日までに受信確認のEメールを返信する(届かない場合は問い合わせ願います)。

(3)　質疑書原本は、入札書を郵送する際、入札書送付用外封筒に同封すること。

(4)　質疑回答　令和６年２月２８日（水）（応募者にメールで回答）

６　応募申込手続き

(1)　申込方法

①　応募期間　令和６年２月１９日(月)～令和６年２月２６日(月)まで

　　　　　　 （土曜日、日曜日、祝日を除く。）

1. 受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

③　提出方法　次号に掲げる書類をそろえて、直接持参するか郵送により提出するこ

　　　　　と。（郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。）

④　申込書類　裾野市健康福祉部健康推進課窓口にて配布。

また、市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能。

（アドレスhttp://www.city.susono.shizuoka.jp/）

　　⑤　提出先　裾野市健康福祉部健康推進課（裾野市福祉保健会館１階）

　　　　※ＦＡＸ、インターネット等の③以外の提出方法による申し込みは、受け付けない。

(2)　必要書類

①　一般競争入札参加申込書（様式第１号）

　　②　誓約書（様式第２号）

　　③　証明書類（発行日から３箇月以内のもの）

　　　　ア　法人の場合　法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

　　　　イ　個人の場合　住民票の写し

1. ２⑶の許認可等を証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）
2. ２⑷の実績を確認できる書類（様式指定なし）

※官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約

書等のコピー

1. 設置予定の自動販売機のカタログ（寸法、消費電力、災害救援ベンダー、環境対策等の機能が確認できるもの）

　⑶　応募申し込みの無効

　　　次のいずれかに該当する場合は、申込が無効になります。

1. 応募資格のない者が行った応募申込
2. 応募申し込みに関し、不正な行為が確認された応募申込
3. その他指定した以外の方法により提出された応募申込

　⑷ 入札参加確認通知について

　　 書類審査の結果、必要な資格を満たしている者には、市から3月1日(金)にEメール

　　 にて連絡をする。

７　入札による設置者の決定

1. 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象と

する。

1. 入札方法は郵便による入札とする。開札の立会いは当該事務に関係のない裾野市職

員が行うものとし、貸付条件に対し、予定価格以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者＝設置者とする。なお、最高価格の入札者が２者以上ある場合は、くじにより決定する。

1. 入札書の提出期限および提出場所
   1. 期限　令和６年３月８日（金）必着
   2. 場所　裾野市健康福祉部健康推進課（裾野市福祉保健会館1階）
2. 開札の日時および場所
   1. 日時　令和６年３月１１日（月）９時００分から

② 場所　裾野市福祉保健会館　1階　健康研修室

　　※立会いを希望する場合は、事前に健康推進課へ連絡すること。

８　入札保証金

　　免除

９　入札書記載金額

(1)　金額は、3年間分の貸付料(消費税及び地方消費税を除いた額)を記入すること。

　(2)　金額は、入札記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

10 入札書の送付方法

1. 一般簡易書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、入札書の提出期限までに入札書の

送付先へ到達するよう送付すること。

* 1. 提出期限　令和6年3月8日(金)必着
  2. 送 付 先　〒410-1192裾野市石脇524－1 裾野市健康福祉部健康推進課

※入札書到着の確認問合せについては、郵便事業株式会社への問合せ又は追跡シス

　テムで確認できることから市では応じない。

1. 送付には、送付用外封筒及び中封筒を用いることとし、入札書（様式第３号(物件番号１　清涼飲料水)）を中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者名、入札件名を記載し、代表者印を押印し、中封筒の裏面を代表者印で封縅した上で、送付用の外封筒に同封する方法で送付すること。送付用外封筒は、宛名を「裾野市長」とし、入札参加者名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

（3）入札書には、ボールペンを使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。

　(4) 脱字又は誤字等の訂正はできない。

(5) 入札金額は、アラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しない。

　※質疑を行った場合は、質疑書の原本を入札書送付用外封筒に同封すること。

　　※入札者は、送付先に到着後の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

※入札を辞退する場合は、辞退届を開札日時までに裾野市健康福祉部健康推進課へ提出すること。

11 入札の無効等

1. 入札の無効

　　10(1)から(5)までに違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札に参加する資格のない者が行った入札

②所定の日時及び場所に提出されない入札

③同一の入札において同一人がした２つ以上の入札（代理人の場合も含む。）

④談合その他不正行為による入札

⑤入札の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札

⑥記名押印を欠いた入札

⑦金額を訂正した入札

⑧入札関係職員の指示に従わなかった者の入札

⑨応募申込提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

➉裾野市郵便入札実施要領の規定に反して提出された入札

12　入札の中止

　　不正な入札が行われるおそれがあるとき、又は災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

13　開札結果

　　開札結果については、開札日の午後5時までに全申込者へEメールにて連絡する。

14　契約の締結

　　設置者を決定したときは、裾野市公有財産管理規則（平成17年裾野市規則第３号）の規定に基づき、財産借受申請書を提出いただいた後、同規則の規定に基づく契約を締結する。

15　契約の解除

　　次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除できるものとする。

1. 期日までに貸付料が納付されないとき
2. 苦情等への適正な対応がなされないとき
3. 飲料の容器の回収が適正に行われないとき
4. 建物の建替え等によって設置の継続が困難になったとき
5. その他本募集要領の規定に違反したとき

16　貸付料の納付

　　貸付料は、年度毎の貸付額について、別に定める期限までに、市が発行する納入通知

　　書により納付すること。

17　契約保証金

　　免除

18　問い合わせ先

　　裾野市健康福祉部健康推進課

　　〒４１０―１１１７　裾野市石脇524番地の1

　　電　話／０５５－９９２－５７１１

ＦＡＸ／０５５－９９２－５７３３

19　施設概要【参考】

1. 1階 健康センター

年間利用日数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 健康ホール | 内科検診室 | 健康相談室 | 歯科検診室 | 生活訓練室 | 健康実習室 | 健康研修室 |
| 令和2年度 | 87 | 83 | 138 | 63 | 171 | 55 | 123 |
| 令和3年度 | 104 | 132 | 128 | 126 | 173 | 94 | 137 |
| 令和4年度 | 31 | 37 | 77 | 39 | 74 | 2 | 15 |

(2)　2階 子ども家庭総合支援拠点(親子交流スペースおよび家庭児童相談室)

1. 開館日　 土日祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く平日
2. 開館時間　午前９時００分から午後５時００分まで
3. 子ども家庭総合支援拠点の目的

　 子どもの健やかな成長をサポートする場所として、市内の全ての子どもとその家族

　 および妊産婦等を対象にさまざまな相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、

　 実情に応じた適切な支援に繋げる。

　 また、親子の交流スペースを利用することで、子ども同士だけでなく、親同士の交

　 流を図り、子育てについて考えるきっかけとなる場を提供する。

1. 月間利用人数(2024年3月開業)　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
| 115 | 235 | 422 | 1,008 | 1,178 | 1,444 | 1,258 | 1,047 | 961 | 916 | 8,584 |

(3)　3階 研修室・会議室

年間利用人数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研修室１ | 研修室２ | 研修室３ | 会議室１ | 会議室２ |
| 令和2年度 | 194 | 170 | 143 | 141 | 128 |
| 令和3年度 | 120 | 115 | 115 | 146 | 110 |
| 令和4年度 | 87 | 94 | 65 | 112 | 76 |

(4) 売上・電気使用料データ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 売上本数(本) | 売上金額(円) | 電気使用量(kw) | 電気料金(円) |
| 令和2年度 | 2,470 | 326,290 | 1,284 | 21,402 |
| 令和3年度 | 2,623 | 346,890 | 1,482 | 28,074 |
| 令和4年度 | 2,857 | 386,540 | 1,279 | 36,054 |

20 その他

　 入札執行に当たっては、この要領のほか、地方自治法、裾野市契約規則及び裾野市郵便入

札実施要領の定めによる。